

畜産高度化支援リース事業実施要領第12の機構が定める条件等

平成22年 7月 8日 22環機第615号 制 定

平成23年11月16日 23環機第775号 一部改正

平成28年 7月 29日 28環機第298号 一部改正

畜産高度化支援リース事業実施要領（平成22年5月28日22環機第448号。以下「要領」という。）第12の2及び3の機構が提示する条件並びに同12の5の精算に係る平成28年4月1日改正前の要領第1の2の（4）の1/2補助付きリース及び平成23年3月30日改正前の要領第1の2の（5）の旧1/3補助付きリース（以下「補助付きリース」という。）の精算額を次のように定める。

第1 機構が提示する条件

1 要領第12の2及び3の機構が提示する条件は、「通常リース及び補助付きリースの区分ごとに次の各号により計算した額の解約金を機構に支払うこと」とする。

（1）通常リース

貸付契約の全期間に係る基本貸付料、付加貸付料、譲渡価額及び消費税等相当額の合計額から既納入の基本貸付料、付加貸付料及び消費税等相当額を控除して得た額

（2）補助付きリース

次の各号の金額の合計額

ア （1）により計算した金額

イ 当該貸付施設等に係る補助金相当額から当該補助金相当額に係る消費税等相当額を控除した額（以下「本体補助金価額」という。）を利用月数（貸付開始の日を含む月から精算額の納入日を含む月までの月数）で月割計算した額を控除して得た額

ウ 本体補助金価額に対する消費税等相当額

2 前項の規定にかかわらず、次の事由により経営の廃止を余儀なくされ、かつ、経営資産の処分を以てしてはすべてのリース債権の弁済が困難と認められる場合には、通常リース及び補助付きリースとも要領第12の5に規定する精算額に相当する額を解約金の額とすることができる。ただし、契約の解除又は解約金の納付の後であっても、要領又は貸付契約に違反する事実が明らかになった場合には、機構は、本項の特例の適用を取り消し、その差額を請求する。

（1）災害等による直接的な被害

（2）借受者の死亡による後継者の不在

3 前項の適用を申請する場合には、次の書類を提出しなければならない。

（1）理由書（前項各号の事由を証明した文書を添付すること）

（2）借受団体等の意見書

第2 補助付きリースにおける精算の額

1 補助付きリースにおける要領第12の5の精算額は、次の各号の金額の合計額とする。

(1) 当該精算額を算定しなければならない事由が発生した時点における貸付施設等の残存基本貸付料等（基本貸付料の支払残額と譲渡価額の合計額をいう。）と当該年度に納入すべき附加貸付料のうち精算額を納入する日までの日数に係る附加貸付料相当額及び残存基本貸付料等に係る消費税等相当額との合計額

(2) 本体補助金価額を利用月数（貸付開始の日を含む月から精算額の納入日を含む月までの月数）で月割計算した額を控除して得た額

(3) 本体補助金価額に対する消費税等相当額

第3 消費税等相当額の返還を受けた貸付施設等の解約等の場合の措置

補助付きリースについて、機構に消費税等相当額の返還を行った借受者が貸付契約を解除し、機構から貸付契約を解除され、又は精算額を算定しなくなつた場合は、第1の1の(2)のウ又は第2の1の(3)の金額は、解約金又は精算金の額に算入しない。

附 則

1 この通達は、平成22年7月8日から施行し、施行日以降に借受者が貸付契約を解除し、機構から貸付契約を解除され、又は精算額を算定しなくなつた場合について適用する。

2 機構リース事業実施要領第15の「機構が提示する条件」及び「機構が別に定める額」について（平成20年9月29日付け20環機第898号）は、廃止する。

附 則

この通達の改正は、平成23年11月16日から施行する。

附 則

この通達の改正は、平成28年7月29日から施行する。